

令和3年度9月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和3年 9月21日（火）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武	11 末田 麻里江	12 玄羽 和幸

出席推進委員 5名

6 田中 昭文	8 北村 豊弘	9 日高 甚蔵	10 小笠原 三津夫
16 和田 清文			

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第5号 邑南町農業振興地域整備計画の変更について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>これより邑南町農業委員会の第6回総会を開催したいと思います。 (会長あいさつ)</p> <p>最初に議事録署名人をお願いします。9番の日野さん、10番の宮本さん、議事録の承認と議事録の署名をお願いします。本日事務局から事前に配布していただきました資料がございますが、各案件について、採決を要する案件について関係のある、利害関係人となる可能性のある委員さんについては事前に、採決前に退席をお願いすることになるんで、なりますんで、その旨については引き続きご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは第1号議案、3条関係ですがこれが本、今回の総会では4件と、2号議案の法4条関係1件、3号議案の法第5条関係が3件と、除外申請関係が7件、それと用途の変更が2件、という風にちょっと今月は審議案件もかなりありますので、皆さんのご協力をお願いしてここから審議に入りたいと思います。それでは3条案件の方、事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは農地法第3条について説明をさせていただきます。1ページをお開きください。3条の規定による許可申請について、今月は4件です。</p> <p>まず申請番号033-20、農地の所在は出羽××、登記地目田、面積272㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-21、農地の所在は中野××、登記地目田、面積1007㎡、同じく中野××、登記地目田、面積1551㎡、同じく中野××、登記地目畑、面積114㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして申請番号033-22、農地の所在は中野××、登記地目田、面積162㎡、同じく中野××、登記地目畑、面積88㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●■です。こちらは空き家付属の、別段の面積設定区域の農地です。</p> <p>続きまして申請番号033-23、農地の所在は日和××、登記地目田、面積244㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。</p> <p>以上4件です。</p>
<p>議長 8番</p>	<p>はいありがとうございました。それでは033-20の案件、担当委員さんの沖田さん、現地の調査の結果を報告ください。</p> <p>はいでは申請番号33-20の案件についてご説明致します。この案件は先週、9月18日に推進委員の和田さんと、それから、譲り渡し人の○○さんはこちらにおられませんので譲り受け人の●●●●さんに立ち会っていただきまして、現地調査並びに聞き取りを行いました。地図で場所を説明します。左側の地図をちょっと見ていただけますか。出羽のいきいきセンターを高原方面に向かって行きますと点滅の信号がありますが、そこに##の##と、それからもう少し下ったところに出羽の駐在所があります。そのちょうど中間地点、道路に面した農地になります。この農地は譲り渡し人、○○○○さん、昔※※※※というのが出羽にありましたが、そこのご長男に当たられます。で、ここへ家はあるんですが、○○</p>

<p>議長</p>	<p>さんはもう静岡の方で生活しておられまして、ここは空き家になっております。で、譲り受け人の●●さんはお母さんが++を経営しておられまして、農地もここに出ておられますようになかなか面積を持っておられますので機械等も十分揃えておられますし、耕作には問題ないと思います。チェックシートに照らし合わせて、●●さんではあります聞き取りをしましたが、問題はないと思います。どうぞよろしくお願いを致します。</p> <p>はい、ありがとうございました。和田推進委員さん、今日はお見えになってますか。</p>
<p>8番議長</p>	<p>今日は休みだそうです。</p> <p>はい、分かりました。それじゃあ今沖田委員さんの方から現地調査と聞き取りの報告が、聞き取りの結果についての報告がありました。事務局の最初の説明と合わせてご検討いただきたいと思います。これより審議に入りますので、ご意見、ご質問がある方は挙手をして発言してください。</p>
<p>10番</p>	<p>これ今聞いたら家もあるいうて、昔のことで田んぼに家を建てとったいうことですか。それともこれまだ、この辺しっかりええ方があるんでしょうか。</p>
<p>8番議長</p>	<p>〇〇さんの家ですか？家はこの地図にありますけど、この点滅の信号から、どういうんですかね、少し田所寄りに行って右手に〇〇〇〇さんというのがあるんですが、そこになります。で、先程説明したのに落ちておりましたが、この農地はかなり以前から●●さんが耕作されておられまして、〇〇さんから委託を受けられて、でこの度有償の所有権移転ということでこの申請になりました。以上です。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>特にないようですのでとりあえず採決に移ります。033-20番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。出席委員全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて033-21番の案件、日野委員さん、調査と聞き取りの結果についてご報告をお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>申請番号の033-21番の無償の所有権移転について説明を致します。まず△△さんと受け人の▲▲▲▲さんは親戚関係に当たりまして、▲▲さんのお父さんと△△△△さんがいとこということでございます。▲▲さんは現在東京で生活されとりますが、数年前まではこちらの方でお兄さんが生活をされとりましたけども、現在空き家でございます。そして受け人の▲▲▲▲さんは昨年からお父さんと一緒に田んぼを耕作されております。さる9月16日に▲▲さんのお父さん##さんと上田推進委員さんと共に現地確認をさせていただきました。##さんは△△さんの田んぼの耕作を10年前から行っておられまして、今回△△△△さんから▲▲▲▲さんへの所有権移転、無償の所有権移転の案件を今回申請をされております。16日に上田推進委員さんと共に現地確認を致しましたけども、チェックシートに照らし合わせて行いました、別段問題はないという風に判断を致しましたので、どうかこの案件につきましてよろしくお願いを致します。以上です。</p>

議長 9番	<p>日野さんこれ、場所の説明をちょっと漏れたんで。</p> <p>場所ですか、すいません。すいません、失礼しました。ちょっと場所は、次の3ページをちょっとめくっていただきますと、左側の地図の真ん中の方はずっと道路がありますが、それが井原の皆井田というところから矢上方面に向かって北線のずっと農道が走っております。近くにはちょっと、右側の方、※※さんという宅地がありますが、それからちょっと100メートルくらい右側に行ったところに石見町の処理場の、最終処理場があります石見浄化センターがあります。それが場所に当たります。以上です。</p>
議長 9番 議長	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあ、上田推進委員さんは今日は。欠席です。</p> <p>了解です。それじゃあ説明の方は以上で終わりますして、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手をして発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですのでこれより採決に移ります。033-21の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
9番	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて033-22の案件について、同じく日野委員さん。日野委員さんの方から説明をお願いします。</p> <p>それでは失礼します。033-22番の有償の所有権移転の案件についてご説明します。渡し人の□□□□さん、そして受け人の■■■■さんへの有償の所有権移転の案件でございます。この案件でございますがさる9月の17日に、□□□□さんの弟さん、++++さんが広島安芸太田町にお住まいでございますがちょっとご都合が悪くて帰れないということで、今回この手続きをされております##司法書士さんに現地の説明等をしていただきました。場所は、次のページをめくっていただきますと、4ページの左側の地図を見ますと町立石見中学校がありますが、そこの矢上方面に向かっての宅地になります。現在この家はお父さんが、平成17年だったと思っておりますが亡くなられて空き家になっておまして、ずっと□□□□さんの弟、++さんが1年に3回、4回くらい帰ってから家の周り等草刈り等されておりましたが、今回空き家と、そしてこの付属した農地を売却したいという話がありまして、今回受け人の■■■■さんが購入されることになりました。9月17日に##司法書士さんにいろいろ説明をお聞きしながらチェックシートに従って##司法書士さんと一緒に現地確認をしました結果、別に問題ないという風に聞いて判断を致しましたので、どうかこの案件につきましてよろしくをお願いします。以上です。</p>
議長 8番	<p>はい、ありがとうございます。それではこれより審議に移ります。033-22号の案件について、ご意見ご質問のある方の発言を受け付けます。</p> <p>これは空き家付属の農地ということでこの度申請が出ておりますが、□□さん外1名のところで譲り渡し人の中にありますが、一応経営面積が272㎡、で今回譲</p>

事務局	り渡されるのが 250 m ² ということで、あと残り僅かほど残って、その農地は結局もうこちらに□□さんおられないとなると、空き家付属の農地としても扱われたいし、それだけの面積をこちらに残った時に、なかなか今度は難しいということになるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。
事務局	はい、こちらの残りの 22 m ² の農地なんですが、私も気になってお話を聞いたところ、どうも現在宅地部分にかかると農地で、分筆して今現在 22 m ² にとりまして、転用の申請をまた出す、まあ先がよかったのかもしれないですが、追認でお願いしたいということで話は聞いとるところです。
8 番 議長 事務局	はい、分かりました。 それじゃあこの 22 m ² については既にもう宅地化されとるということで。 そう、そうですね。場所で言うと、4 ページの地図を見ていただければと思うんですが。左側の、右側見てもらいましょうか、右側の××の上側に四角、ちょっと四角系の異形の、番地が書かれてないというか××の被っている土地があるんですが、ここになります。で家に少しかかってしまっているということです。
議長	分かりました。これは最近分かったということなんだろうけど、新たに追認案件で許可申請が出てくると。
事務局	という風に聞いております。
議長	はい、了解です。沖田さん、いいですか。
8 番	はい、分かりました。
議長	他にはございませんか。 (意見、質問なし)
	はい、ないようでしたのでこれより採決に移ります。033-22 番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)
	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。
	続いて 033-23 番の案件、大石委員さん、お願いします。
3 番	033-23、無償の所有権移転について報告をします。この前 16 日に和田推進委員さんと 2 人で、受け人の▼▼▼▼に立ち合いをいただいて現地で確認をしました。場所は 5 ページの地図を見ていただくと、下側に????道が、日和トンネルから出て来た、出てくる道で、トンネルを出て 2 キロばかり走っていただいたら※※※※がありまして、その真ん前に位置する田んぼでございます。渡し人の▽▽▽▽さんのご主人と▼▼▼▼さんとはご兄弟になられて、▽▽▽▽さんの旦那さんは 3 年くらい前に亡くなられてまして。今年の春でしたか、ここで審議いただきましたが、持っておられる田んぼをすべて譲渡されるという承認になりましたが、それ以外に残ったのが、この 1 枚、244 m ² というのが残っておりまして。この田んぼは、河川改修の頃から▼▼▼▼さんが、名義は▽▽さんではあったかもしれませんが、ずっと作付けをされていたという状況だったようで、これで綺麗にしたいということで、無償の所有権移転の申請をされたということになります。これで経営の 244 m ² がなくなりましたので、きれいに全部なくなったという状況になるかなと思います。▼▼▼▼さんも高齢ではございますが、自分で作付

<p>議長 推16番 議長</p>	<p>けもされておられたり、それから自宅の方や親戚の方が手伝われてこなしておられるということで、まだまだ大丈夫じゃないかなと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございました。和田推進委員さん、何か補足がありましたら。特に追加説明ございません。お願い致します。</p> <p>ありがとうございました。それでは033-23の案件について、審議に入ります。ご意見、ご質問のある方、挙手をして発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ではないようですので、033-23号の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>以上で法3条関係の案件の審議を終了しましたので、続いて法4条関係の審議に入ります。事務局の方から、本総会は4条関係が1件申請が出されておりますが、この申請内容について事務局の方からご説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは議案第2号、7ページです。農地法第4条の規定による許可申請について、1件説明させていただきます。</p> <p>申請番号034-15、農地の所在は上原××、登記地目田、面積208㎡、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は車庫です。所要面積は土地造成208㎡、車庫43.72㎡です。転用の理由は住宅に隣接した当該地に車庫を建築したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p>
<p>議長 5番</p>	<p>以上1件です。</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは担当委員の椿さんの方から調査の結果、聞き取りの結果についての報告をお願いします。</p> <p>すいません、申請番号034-15、◎◎◎◎さんの4条転用申請についてでございます。顛末書提出の案件です。申請場所は瑞穂地域高原地区上原集落、県道高見出羽線の側にあります。地図を見てください。平成の初め、これ詳しくは分かりませんが、平成の初めころ、県道の拡幅、嵩上げ、それから歩道を付ける公共事業がありました。旧県道に接していた◎◎さんのお父さん、++++さんの家が立ち退きになり、宅地を分筆し一部を公共道路とされたそうでございます。家も、左の地図を見てもらった位置に綺麗にされております。この新しい家は、新しくなった道路より高い位置に住宅があります。残りの宅地も県道の高さまで嵩上げされ、家の裏にあった農地である、この今回の申請になりました農地であります田との段差がなくなったそうでございます。嵩上げたために。それで宅地跡は新しい住居に入る、新しい住宅に入るための坂道、それと坂道の前の踊り場になっていたんですけども、平成10年頃、車庫をその踊り場の一部に建てられました。その車庫が、高さが無くなって来た時に、田んぼの中にも一部組み込</p>

めたそうでございます。++さんのお父さんが亡くなられてからして、◎◎さん、◎◎◎◎さんが相続され、今回の転用申請になったそうでございます。9月16日、推進委員の北村さんと現地を確認しました。が、◎◎さんには遠方だったため会われませんので近所の人と、それと範囲のいろいろな状況と番地を確認しております。車庫の必要性とかも理解出来ますし、チェックシートに合わせても問題はないとは思いますが、出来ればなぜ今の時期にこの申請になったかというくらいのことを確認したいと思ひまして◎◎さんと連絡を取ろうと思ったんですけども、近所の人も連絡先分かりません。あくる17日に事務局に来て申請書なんかを見てみたんですけども、◎◎さんの連絡先分かりません。申請の委任を受けられてます##行政書士さんに電話をして連絡取りたいんだがとお願いしたんですけども、行政書士さんも◎◎さんの親戚からの依頼ということで、分からなかったと言われました。それで##さんに自分の携帯番号を知らせて、親戚の方を通して◎◎さんに連絡をくださいよ、貰えたらということをお願いしておいたんですけども、とうとう来ませんでした。ということである程度推測もありますけども、今のような説明になります。以上です。

議長

はい、分かりました。大変なご苦勞、ご苦勞の多い現地調査、聞き取りだったという風に。大変ご苦勞様でした。それと今の椿委員さんのご報告、北村さんおみえになってますか。

推8番

はい、ただ今説明があった通りでありまして、当人さんと連絡がつかなかったという風で、非常に問題だなあというような気も致しました。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。それじゃあ事務局並びに椿委員さん、北村推進委員さんの方からご報告が終わりましたんで、これより034-15番の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

10番

住所も電話番号も分からんとかいうのは非常に手がかりが困難な感じなんですけど、この家は管理は誰か、親戚の方が誰かがされとるんでしょうかね。

5番

今ね、誰も住んでおられません。多分◎◎さんが管理されとるはずですが。

10番

申請をされたご親戚の方がこちらに住んどってんかなと。

5番

とは思います。

10番

こちらにはおられるんです？

5番

多分こちらにおってです。

10番

個人情報とか。

5番

だけえ自分の電話番号を知らせてですね、非通知であろうと連絡が欲しかったらと思ひましたけども。

10番

ほいじゃあ今は連絡があることを期待して。あまりにこういうようなんも、本人がおらない、また申請者の方だけで代理人もちょっとどういうか。ただ、騙しかもしれないが、ひょっとしたら亡くなつたという風なこともないかもしれない。ちょっとこれはもう一回。確かにあり得ると思うんですよ。うちの近所でも東京の方で全然帰って来んし家は空いとる、田んぼ見とらんいうのはあるんでね。ちょっとここがあなんは、ちょっと今後慎重に、ただ本当に手続きをすりゃあええいう問題にしてええもんか。なんか、ここに来るまでにやっぱり町の方も、

	<p>なんかね、手段をもうちょい講じてもらわんと。法的に手続きしとるけえええわとか、進めてもええわいうような、どうもなんかね、あまりにも軽い。書いてあるだけで通すんかいうような状況ね、内容は、どうもしますし。ちょっとそこら辺をやっぱ、ちょっと今後。まあ僕らが探るというのはちょっと不可能に近いんで、町の方だったら個人情報、そういうようなんも開けてもらえるようなところまでいけるだろうし。ちょっともうちょい入って、ちょっと太刀打ちいうか対応してもらえるようならと思います。</p>
議長 10番	<p>今頃やっかいだね。個人情報いうて言やあなんにも言えんようになるんよね。だけえ全然墓参りやら盆やら正月にも全然帰られないいうような状態になつとる家なん？そうでもない？</p>
5番	<p>そうでもないとは思いますが。墓なんかも、なんか後から建てられとるみたいですしね。帰ったりはしとりんさるんですけど。どういう形で申請を、こんな申請になったのか、今まで出たのに申請されなかったのか、なんか理由が、申請しなければならぬ状態になったのか、その辺のところはね、本当は聞きたかったんです、そういうきっかけが。そんで分かればと思つて申請書見たんですが書いてなかったんです。それで司法書士さんに聞いても、親戚を通しての案件ということで。その親戚を通してだった親戚さんに電話番号を教えてあげますから連絡を取ってもらつて、非通知でもいいから僕に電話してくださいと、思つたんですけども来ませんでした。</p>
8番	<p>椿さんの案件ですが。私がこの◎◎◎◎さんをまあ知つておまして。この++さんには、亡くなつたお父さんには2人娘さんがいまして、これがお姉さん、もう一方妹さんがおられますがそれも広島におられます、このお姉さんの旦那さんは亡くなつておられます。で、妹さんは私の女房と仲のいい友達でして、連絡をもし取ろうとしたら妹さんには一応連絡を取ることは出来ます。ただこれも個人情報になりますんで、個々で話してもらつただけになりますけど。で、今椿さんが言われましたように、家の管理とか墓の管理はご兄弟で帰つてちゃんとやつておられます。まあ連絡を取るとなると、妹さんに連絡は、私の方で一応調べることは出来ます。お姉さんの方の連絡先はちょっと分かりませんが、妹さんから連絡を取つていただけたら、連絡を取れるようになるんじゃないかと。以上です。</p>
議長	<p>はい、分かりました。今のお話なんかを参考にして、必要な追加の対策いうか聞き取りが出来ればね、していただきたいという気がするんですが。申請人と連絡が取れんいうのも、さっき宮本さんの方からお話があつたように、まあ今回に限らずこういう案件が今後出てくる可能性がやっぱあるんで、そこらへの、どういふんですか対策、参考にするためにもやっぱちょっと整理しとつた方がいいかなという気がするんですが。</p>
5番	<p>申請受付の際にも、しないのかなつていう気はします、今回ね。それで第三者を通しての申請も受理出来るんだよなあと思つたりもしましたしね。ちょっと今後の対策は必要かもしれませぬね。</p>
事務局	<p>すいません、申請の受付については今回は代理人さん、##さんが指定されて</p>

5 番	<p>おりますんで、うちとしてはその代理人さんが申請の受付事務をすべてやられるので、代理人さんとしかやり取りはしません。その先については代理人さんと、その依頼人さんの契約になるので、そこについてはうちから立ち入るようなことは出来ない部分かなとは思って、その代理人さんの部分ですべてその辺を把握しといてもらいたい、もらいたいというのがあるかなという風に思います。</p>
事務局	<p>申請者との間に、親戚とはいえ第三者が入って、それで申請が、委任が出来るもんなんだろうと思うたりね。ちょっと今回、えらく私たちの仕事は冷たくあしらわれるないう感じがちょっとしました。</p>
議長	<p>今回大変ご苦勞をいただきまして、ありがとうございます。また申請があった際には、そういった委員さんが聞き取りをされたりっていうところは、また改めて代理人を立てられた時にはお話をさせていただこうと思います。</p>
10 番	<p>まあ農業委員サイドではなかなか踏み込んだ聞き取りなりね、そういう個人情報も把握しにくいということもなきにしもあらずなんで。今事務局の方から回答してくれたように、今後そういう代理人、直接申請人本人が代理人を指名して委任して委任状付けてやっとなんかという話なら分かりやすいけども、申請人の知人かなんかを通じて、それが更に司法書士に依頼して代理人選任してという形になって、かなりこう途中の傾向が複雑になってるみたいな感じがするんで、そこらがね、そうなるとうまます農業委員とか推進委員ではなかなか事情調査、聴取とかね、いうの機密だったりする可能性があるのですね。申請書の事務の段階で、そこをちょっと気を付けて、そこで得た情報というのは農業委員には、担当の農業委員にはちょっと事前に周知していただければと思います。</p>
5 番	<p>もしこういったのが通れば、もう代理人だけでそこら辺の土地やら、田畑、山でも全部転売出来るいう話になるですよ、大きく言えば。で代理人がぱっと大手企業に向けてビルディングが建つと、なんやこれ田んぼの中にと、農業委員認めとらんかい。例えばですよ、極端な話。これほんま、面積小さいし、もう車庫が建つとるような状態であれなんです。これ下手をすりゃあほんま代理人が好き勝手に法的に問題ない、それで今個人情報で教えられん、あんたらに連絡する必要はない。</p>
10 番	<p>司法書士さんに教えられん言われた訳じゃないですよ、私には。 いうがなことになってきたら、代理人がすごい権限持って、その辺の土地全部転がすんじゃないかいう、まあ極端なことですよ。まあ##さんがちゃんと、法的にはやっとなんかだつて言われるかもしれんけど、これでほんま今後、そこらへんの場でも代理人が、本人が電話一本でやってくれって、そうなるとなんぼでも転がるようになるんじゃないんですか。</p>
事務局	<p>依頼人あつての代理人ですので、この依頼人のそれぞれの意思、譲り受けるなら譲り受ける、譲り渡すなら譲り渡すで、まあその辺の意思があつての代理人が動くということですので、まあその中でその取引が適正かどうかいうところになって来るので、なかなかそういうことはないんじゃないかなとは、私的には思います。</p>
議長	<p>皆さんの方から何か他に、ご意見ございませんですか。</p>

(意見、質問なし)

この案件について、このまま採決ということにはならないと思いますので、これまた顛末書が付いた追認案件でもあるということがあって、今回の総会で必ずしも今いろいろな委員さんの方からご質問があったように、それから担当の椿委員さんの方も調査の過程でちょっとこう不満を抱えとったということもありましたので、議長の職権でこの 034-15 の案件については本総会では結論を出さずにもう少し精査してみると、いう形にしたいと考えますが皆さんいかがでしょう。ちょっと椿委員さんの方からもありましたが、申請の経緯がちょっと不明瞭なところが確かにありますので、そこらを事務局も含めて、私も協力しますんでもう一回精査してから来月なら来月の総会にかかってみてはと思いますが、いかがでしょうか。

(賛成多数)

それじゃあ 034-15 の案件については、本総会については採決を保留して次回にということにします。

続いて法第5条関係、今月は3件、3案件あります。事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案第3号、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、今月は3件です。

まず申請番号 035-11、農地の所在は出羽××、登記地目田、面積 134 m²、同じく出羽××、登記地目畑、面積 160 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。用目的は賃貸住宅、所要面積は土地造成 294 m²、賃貸住宅 81.14 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 035-12、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 3100 m²の内 2745 m²です。こちら一時転用になります、有償の賃借権の設定です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は、借受人です、借受人は****です。転用目的は資材置場、工事車両の仮設駐車場、工事のための仮設事務所です。所要面積は土地造成 2745 m²、資材置場 350 m²、仮設駐車場 1000 m²、仮設事務所 80 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号 035-13、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 545 m²です。有償の賃借権の設定です。譲渡人は★★★★、譲受人は、借受人は*** *です。転用目的は一時転用で臨時駐車場となっております。申請事由は病院建て替えにあたり臨時駐車場として利用したいため、です。所要面積は土地造成 545 m²、臨時駐車場 545 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

今月以上3件です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 035-11 の案件について、沖田委員さんの方から調査ならびに経過の報告をお願いしたいと思います。

8番

はい、では 035-11 の案件についてご説明致します。この案件も先週 9月 18日

に和田推進委員さんと、それからここに書いてありますが譲り渡し人、譲り受け人は同じ方で◇◇◇◇さん、この方にも立ち会っていただきまして、聞き取りを行ってきました。場所で、ちょっと確認をしてください。左側の地図で、目印になるものもなかなか難しいんですが、この現地の前に町道が通ってますが、これをずっと、左手にずっと行きますと瑞穂中学校があります。それからここへ四差路がありますが、四差路を現地から見て左折でずっと行きますと、先程の※※の点滅の信号がありました、そこに出る形となります。場所はそういったところになります。それで譲り渡し人の◇◇◇◇さん、それから譲り受け人の◆◆◆◆の社長であります◆◆◆◆さん、これちょっと立場は違いますんで個人から会社への有償の所有権移転になります。それでこの農地ですが、◇◇◇◇さんが、元々ここに所有されておられました方がもう亡くなって、空き家としてかなり年数も経っておられましたので、この相続人の方が◇◇さんへ一応受け取ってもらえないかということで、数年前に◇◇◇◇さんが譲り受けられまして、農地は草刈り等で管理をされておりました。それで今回 UI ターンの賃貸住宅を建てたいということで、この元々の農地の横に一応宅地として本人が持つとります、そこを含めたところへ賃貸住宅を建てたいということで◆◆◆◆の方へ農地を含めたものを所有権移転されることとなりました。それでチェックシートを照らし合わせて、◇◇さんと話しましたが、特別問題がない、ところがありませんでしたので、どうかよろしくお願い致します。

議長
8番
議長

はい、ありがとうございました。和田さんは。

今日は。

欠席でしたね。それじゃあ今の 035-11 号の案件について、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問がある方は、発言をお願いします。

5番

さっきの、最近取得されちゃった？

8番

いや。

5番

どれくらい？

8番

もう3年以上になります。

5番

あれ、農地を農地として所得してからどれくらいだったかいね。

事務局

3年3作。3作、3年3作。

議長

他にはございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので 035-11 の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可と決定致します。

035-12 の案件で、これ内容的には一緒ですが申請人が違うけえ、日野さん、これ申請人が違いますんで別々にお問い合わせ致します。

9番

それでは 035-12 番の一時転用の案件についてご説明を致します。さる9月の16日の午後、渡し人の☆☆☆☆さん、そして借り受け人の****の**課長、そして上田推進委員さんと私と4名で現地を確認を致しました。今回の申請の事

	<p>由ですが、先程事務局の方からもありましたように、病院の建て替えに当たり仮設駐車場、資材置き場、仮設事務所等を整備するために今回の申請に至っております。計画とすれば、出来たらこの仮設の駐車場等の整地をし、来年春先から***の改修工事にかかりたいということでございますので、よろしくお願ひします。まず場所は、次のページめくっていただきまして、11ページの左側の地図を見ていただきますと、左側の方の隅っこの方に浜田作木線という道路がございます。右上が中野方面から、そして矢上方面ということになりますが、その上にちょっと、特別養護老人ホーム++++がございます。それから、矢上から中野方面に行きますと右側にちょっと下ったところにあります、****がございます。その裏手に位置するところにあります。そこちょっと斜線がありますけども、ちょっと法面の斜線がありますけども、その上が現在ヘリポートです。その下に☆☆☆☆さんの畑がございますので、今回**、****が申請をされております。上田推進委員さんと共に現地確認等やりました。排水路、用水路等も別段問題ないという風に現地を確認しましたので、どうぞこの案件についてよろしくお願ひを致します。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあ本案件については、審議を行います。ご意見、ご質問のある方、挙手して発言してください。</p>
事務局	<p>ちょっと事務局の方に確認なんですけど、この一時転用の申請が出るじゃない。一時転用の申請ですか。</p>
議長	<p>これ今回に限らず一般的な傾向なんだけど、一時転用の申請が出たらこれ何年、最終期限は9年かいね？</p>
事務局	<p>3年です。3年で最初切ってます。</p>
議長	<p>それでそれが終わらんかった場合には再申請ということだね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、ありがとう。</p>
7番	<p>この面積なんですけども、面積で3100㎡、そのうちの2745㎡、ということはこの斜線部分が2745㎡になる？</p>
事務局	<p>斜線部分です。斜線部分についてです。</p>
7番	<p>で、その残りの土地というのは、これ番地は。</p>
事務局	<p>同一番地、同一番地です。同一番地でこの、11ページの地図の右側の地図を見ていただくと、この××で塗ってあるところの下の部分です。何も書いてない部分、白地のところですよ。</p>
7番	<p>これがこの差額部分で。</p>
事務局	<p>はい、ということです。</p>
7番	<p>はい、分かりました。</p>
8番	<p>残った部分でも何か耕作はされるんですか？</p>
事務局	<p>そうですね、今そんなに耕作をされていない状態なので、自己保全管理かなという風に。</p>
8番	<p>多分形状が、作付けにはちょっと難しいかなという形で残るんで。</p>
議長	<p>他にご意見ご質問、ございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ないようですので採決を行います。035-12号案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

それじゃあ日野さん、続けてで申し訳ないけど、続く035-13の案件について、ご報告をお願いします。

9番

それでは035-13番の一時転用の案件でございますが、場所は先程、ちょっと現地見に行きますと、11ページ、左側の図面の、先程の☆☆さんの土地、畑から言ったらちょっと上に上がったところに6軒ほど看護師住宅等がありますが、その上に★★さんの、★★★★さんの畑がございます。これもやはり9月の16日に★★★★さん、そして届け人の****の**課長と上田推進委員さんと私と4名で現地確認を致しました。これは一応☆☆☆☆さんのところを資材置き場、あるいは仮設駐車場、仮設工事事務所で確保して、そしてもし手狭になった場合にとということでこの★★★★さんの畑を一時転用させていただこうという風に今回申請をされるという風に**さんの方からお聞きを致しました。排水路等も別に問題はないという風に現地を見たところ確認を致しましたので、この13番の案件についても引き続きよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それじゃあ035-13の案件についてこれより審議に入ります。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので035-13の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

続く4号議案ですが、基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得についてでございますが、今回の総会では3件ほど審議を求める議案が提出されております。この議案については直接案件ごとの説明は行いませんので、皆さんの方で精査していただいて、後ほど結果を伺いたいと思います。

何かご意見ご質問、ございますか。

(意見、質問なし)

ないようですので議案4号の中間管理権の取得について、ご了承いただける方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致での了承ということで決定致します。

それでは最後にこの5号議案の関係ですが、これはちょっと案件がかなり多いので、ちょっとここで10分間ほど休憩を入れたいと思います。この時計で2時50分まで、9分くらい。2時50分から再開したいと思います。

～休憩～

議長

時間になりましたので再開したいと思います。第5号議案の邑南町農林振興地域の整備計画の変更についての案件が、本総会に9件提案されておりますので、これについて審議をしてもらいたいと思います。最初に事務局の方から各案件についての説明をいただいて、それから地域担当の、申請が出ると地域の担当の農業委員さんの方からまあ補足説明をしていただいて、それから審議、採決、確認したいと思います。それじゃあ事務局の方から、報告をお願いします。

事務局

はい、第5号議案について、17 ページ、18 ページを、議案書の、見ていただければと思います。邑南町農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域からの除外が7件と、用途変更が2件となっております。

まず除外についてですが、除外の整理番号1から説明させていただきます。

それでは整理番号1、農地の所在は市木××、登記地目田、面積753㎡、土地所有者は〇〇〇〇で、事業計画者は●●●●です。除外する理由は農家住宅で、農地法上の許可条項は則第33条第4号です。農地の区分は第1種農地です。

続きまして除外の整理番号2、農地の所在は宇都井××、登記地目田、面積1546㎡、土地所有者は△△△△、事業計画者は▲▲▲▲です。除外する理由は駐車場兼イベント広場で、農地法上の許可条項は法第5条第2項です。農地区分は第2種です。

続いて除外整理番号3、農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積は509㎡、土地所有者は□□□□で、事業計画者は■●●●です。除外する理由は農家住宅で、農地法上の許可条項は法第5条第2項となっております。農地区分は第2種農地です。

続いて除外の整理番号4、農地の所在は中野××、登記地目田、面積626㎡、土地所有者は◎◎◎◎で、事業計画者も同じく◎◎◎◎です。除外する理由は農家住宅で、農地法上の許可条項は則第33条第4号となっております。農地区分は第1種農地です。

続きまして除外の整理番号5、農地の所在は矢上××の一部、登記地目は田、面積は1076㎡の内84㎡、52㎡です。土地所有者は▽▽▽▽、事業計画者は▼▼▼▼です。除外する理由は宅地進入路および池です。農地法上の許可条項は法第5条第2項で、農地区分は第2種農地です。

続いて除外の整理番号6、農地の所在は高見××です。登記地目田、面積83㎡、土地所有者は◇◇◇◇、事業計画者は◆◆◆◆です。除外する理由は農家住宅で、農地法上の許可条項は法第5条第2項です。農地区分は第2種です。

除外の整理番号7、邑南町上亀谷××、および××、登記地目は田、面積は739㎡、および500㎡土地所有者は☆☆☆☆で、事業計画者は★★★★です。除外する理由は事務所兼資材置き場および個人住宅です。農地法上の許可条項は則第33条第4号で、農地区分は第1種農地です。

続きまして用途変更について説明させていただきます。

用途変更の整理番号1、農地の所在は宇都井××、登記地目田、面積456㎡、土

	<p>地所有者および事業計画者は****です。用途変更する理由は農機具倉庫及び作業場です。</p> <p>続きまして用途変更の整理番号2番、農地の所在は中野××、登記地目田、面積487㎡、土地所有者は○○○○、事業計画者は●●●●です。用途変更する理由は農機具倉庫及び作業場です。</p> <p>以上除外7件、用途変更2件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは整理番号1番の市木の案件ですが、高木さんの方からご報告がありましたら。</p>
4番	<p>それでは失礼します。先日日高委員と現地を確認してまいりました。その際に所有者である○○○○さんからご説明を受けています。場所をまず申し上げます、市木から小林、田所へ抜ける最後の直線、今から山のカーブに入っていくだろうという、そこの少し手前辺りに当たります。地目は田となっておりますけども、伺いますと田で作ったのはしばらく前で、その後ハウスを建てて、ハウスが倒壊した後は蕎麦畑として使っており、現在は草を刈るだけの自主管理地という形でおるということでした。で、●●さんなんですけども、この方は農業後継者でして、お父さんお母さんと今一緒にお住まいになっていらっしゃるんですけども、今現在お住まいのところがハザードマップで引かかっておりまして、なかなか安心して子供を育てて過ごせないということで、土地を随分探されたようです。で、自分ところの土地も当たって見たんですがすべてハザードマップにかかっておって、いろいろと探しとる最中に○○さんの方にお話があって、○○さんが了解したという形です。周囲を見回しても特別難しい土地ではなく、ちょうど道路の、T字になっております、そのT字に沿った土地なんで、今後住宅としてお住まいになっても排水等は問題なからうかという風に聞いております。以上です。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。本案件については1件ごとに審議と採決を行ってまいります。今高木さんの方から、事務局の説明ならびに高木さんの方からの調査結果の報告をいただきました。これより審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。</p>
8番	<p>高木委員さん、あそこらへん道路の拡張になっとして、これにはもう分筆された形になっとする？</p>
4番	<p>そこらはちょっと難しいところらしいです。実際の話、この土地のところは拡張工事、道路の拡張工事、右から左に走る道ですね、これが拡張工事に当たっておりまして、今のこの斜線の入ってる辺りがちょうどまあ田も作ってない、稲がないということで水路がもう埋まって、実際にはおりました。右から左に走るところに、川に大きな水路が既に着工しておりました。この後ずっと左右に伸びていくとは思いますが、これは田んぼが一度終わってから後の工事になるようです。ここの部分だけが何もしてなかったんで先に拡張しましたというような話のようです。</p>
議長	<p>あれはもう用地買収は終わっとするね。全部分筆してあるよな。用地買収は終わっとするけど、田んぼの部分については買収は終わっとするけど、作付けがしてある</p>

	<p>んでまだ手が出せんというところだけえね。この今申請した面積については、用地買収された後の残り、残地の面積が出とると思うんだけど。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので除外の整理番号の1番の案件について採決を行います。許可相当と認められる委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と判断致します。</p> <p>続いて整理番号2番の宇都井、これは。それじゃあお願いします。</p>
6 番	<p>それでは失礼を致します。2番の除外、説明を致します。24ページの地図をまず皆さんご覧ください。申請人の△△△△さんの家が真ん中の上のところにあるんですが、この△△さんが家の方もなかなか帰られませんし、今回連絡もつかないということで面談は致しませんでした。それで推進委員の三刀さんが地元の宇都井ということで、周りをよく知っとられますし、この周りの人にもちょっと聞いたりして18日に現地を見に行きました。今現地の方は、この地図で見ます宇都井駅の白い部分ですよね、そこは約3メートルくらい、県道の宇都井阿須那線の拡幅工事でもう業者も決まってかなり工事が進んでおります。それでそのためにイベント会場となる駐車場が狭くなる、ということでその近くにある△△△△さんの田んぼを駐車場、イベント会場ということで申請が出ております。三江線が廃止してなんのイベントをやるんだと皆さん思いますかもしれませんが、これから11月には田舎イルミといいましてライトアップをしていきよるイベントを行ったり、今NPOでトロッコ列車を宇都井駅から広島県の方へ向けて、距離はあまりないんですが走らせたりして、そういう日はこの駐車場でいろんなイベントをされとります。ということで今後も利用したいということで、駐車場の拡幅ということになったようです。何も問題がないと思いますので皆さん了承のほどよろしくをお願いします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今種さんの方から詳細な調査報告をしていただきました。それではこれを受けまして整理番号2番の案件につきまして、審議を行いたいと思います。ご意見ご質問のある方の発言をお願いします。</p> <p>ございませんか。ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それじゃあ整理番号2番の案件について、採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と判断致します。</p>
事務局 議長 推6番	<p>続いて整理番号3番、鱒淵の案件ですが。</p> <p>服部さん休みなので、田中さんに。</p> <p>田中さん、それではお願いします。</p> <p>今日服部さんが都合が悪いということで、私が説明させていただきます。この地図を見ていただきまして、この地図がなかなか難しいとは思いますが、場</p>

	<p>所的にいいますと元気館から布施に向いて600メートルくらいのところの鱒淵集落の中にあります。9月の11日に事業計画者の■■■■さん立ち合いの元で話を聞いております。家を建てたいということで□□□□さんから取得をしたいということです。地域も問題は特にはないと思います。図面を見てもらって、町道を、周りに農地はこの××のところに農地がありますけども、裏側に、高さが2メートル50くらい、この住宅を建てるとそこから2メートル50センチくらいの高さのところにあります。それで住宅を建てる前の町道に関しましては、2メートル以上の道路でありますので前の農地××、××に関しても日陰等の問題はないと思います。以上ですがよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それではこれより審議に入ります。皆さんの方からご意見、ご質問がありましたら発言お願ひします。</p>
8番	<p>あそこにちっさい農地が付随してあるんですけども、あその××、あれは残されるんですかね。</p>
推6番	<p>ちょっと確認しておりません。再度確認しておきます。</p>
事務局	<p>すいません、××ですか？ちょっと調べてきます、田かどうか見てきます。</p>
議長	<p>日野くん、これな、今の除外の案件の後ろにゼンリンの地図やら地番が入った地図があるが、あれとは別に訳の分からん美郷町とかがある地図、これなんか意味があるん？</p>
事務局	<p>邑南町の管内図の中の場所です。おおむね、邑南町のどの辺にありますよいうところですよ。ちょっと見にくいんですけども。</p>
議長	<p>見にくいというよりこれ、あっても意味がないよ。</p>
事務局	<p>そういう仕様になってますので、すいません。これを県に出すんです。県に出す書類なので。</p>
議長	<p>先程の鱒淵××ですが、公衆用道路になっております。多分。ちょっと可動があったので、多分買収かけられて道路の一部になつとるということです。</p>
8番	<p>今の事務局からの回答で大丈夫ですか。</p>
議長	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>その他ご意見ご質問ございますか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>それじゃあないようですので、整理番号3番の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願ひ致します。 (全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。それでは本案件については、全会一致で許可相当と決定致します。</p>
9番	<p>続いて4番の案件、中野日野委員さんの方からご報告をお願ひします。 整理番号4番の案件でございますが、まず場所は中野、ちょっと地図を見ていただきますと、26ページです、左側の地図ですが、新余勢城橋というのがあります、これからずっと矢上方面に行ってる道路が浜田作木線です。これから右に行きますと井原に行って261号線、下に行くとも矢上方面の邑南町役場の前の通りへ通じる道路でございます。その途中の、左側の図面の####という農機具屋さ</p>

	<p>ん、そして※※※※という風にあります、そこから、※※から矢上方面に向かって 100 メートル余りの位置に現地がございます。さる 9 月 16 日に、◎◎◎◎さんにちょっと連絡したんですがちょっとご都合が悪いということで面談出来なかったんですが、このお世話をされております++家屋調査士さんが現地に立ち会っていただきましたので、いろいろご説明をしていただきました。◎◎◎◎さんはこの****さんの娘さんでして、これから**から矢上の方へ嫁がれて現在◎◎◎◎という姓を受けて生活をされておられます。あと家の方、お家の方は現在空き家になっておりまして、いつまでも空き家の状態ではおたく訳にはいかないので今回整理をされ、++家屋調査士さんがいろいろとご心配されて今回の申請に至っております。周りの方もちょっと、1年に2、3回お家の方に帰って草を刈ったりとか、田んぼの方も耕作出来る場所は他の方をお願いをして耕作されておるような状況です。そしてお家の方も、お話を聞きますと小原迫の奥から昭和 38 年に現在の所に土地を購入されて造成して、昭和 41 年にお家を立てられたというようなことも電話で◎◎さんからお聞きしております。そしてまあ現況地目が田んぼということで、いつまでもこのまま放っておくわけにはいかないということで、今回++家屋調査士さんによって除外申請の申請が出されております。どうか今回の案件につきましてご理解をいただいて、よろしくお願いをしたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは除外申請の整理番号 4 番の件について、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。</p>
7 番	<p>すいません、地図が小さくて番地がちょっと分かりにくいんですが、この××というのは、実際は、この地図上での番地というのは載ってないんですかね。×と×に見えて、×というのが。</p>
事務局	<p>失礼します。今、先程指摘がありましたように分筆の申請途中でございます。なので××というのがこの色塗りをした部分になるということになります。なので××の左側にもちょっと白地のところがあるんですけど、そこ分けるという、今分筆の申請になってますので、実際には××というのが右側の色の付いたところが残る状態ということで、申請にしております。</p>
7 番	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
議長	<p>その他になにかございますか。 (意見、質問なし)</p> <p>それじゃあないようですので 5 番の案件について採決を行います。除外申請 5 番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。4 番ですね、4 番の案件について許可相当と認められる委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。じゃあ全会一致で許可相当とします。</p>
7 番	<p>続いて 5 番の案件、矢上ですが植田さん、説明をお願いします。</p> <p>そうしましたら除外申請の 5 番について説明を致します。地図をご覧ください。場所についてはですね、7 月の総会の 5 条申請の提出で承認いただいた住宅</p>

新築の関連で、この場所の関係でまた再度出ましたので地図ほどご覧いただければと思います。経緯は昭和 55 年頃に進入路である、進入路の利便性等を考慮して隣の所有者、▽▽さんと協議の上で譲り受けられたそうでございます。手続き上として所有権の移転、また農地転用等せずに造成をして進入路および斜線の下側は堀池になっていますが、というように使って現在まで至っております。7月の案件で、孫である####さんの住宅新築をする際に今回の農地が自分の所有になってないということが判明しましたので、今回除外申請に伴い顛末書の案件として申請となりました。土地の所有者である▽▽さんとの関係も特に問題なく、申請通り承認をお願いしたいと思います。なお本件は、本日欠席でございますが9月 16 日に小泉推進委員さんと再度訪問し、経緯についての聞き取り、それから現地の確認等を致しました。ひとつよろしくお願いを致します。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。追認案件ということですが、5番の案件についてこれより審議に入ります。ご意見ご質問のある方の挙手をお願い致します。

4番

これ土地が田という、地目書いてあるんですけど、その周りの番号が全然どこにもないんですよ。道路の下側の方の番地はいっぱい書いてあるんですけど、この住宅よりそこらは全然。直接審議に関わるんじゃないですけど、気になりまして、聞いてみます。

7番

この斜線等で書いてありますが、ここまだ地籍調査が、7月の段階で地籍調査がまだ未踏でございます、実際の番地等々、この手前側は終わっておるようですが、これから上側はまだなっていないのが現実です。

議長

事務局の方なにかありますか？

事務局

はい、失礼します。まあ未地籍地ということで、すいません、ここの右側の部分については構図の写し、構図という地籍増強が終わった状態のものは入れる、というかデータ上は出せます。後はだんご図という形になりますので、ちょっと整合性が取れない、そこに当てはめることが出来ないということなので、入れるとしたらまた別図という形になろうかと思えます。ですのでこのゼンリン、左側のゼンリン地図、とそれの対比ということで分かっているところの部分について当てはめたというような形での表記に今させていただくということなんです。若干まあそれでということになると、測量図とかいうのは別で添付書類、書類提出のところを出していただいておりますので、こちらの方でまあ確認をいただければいいかなという風に思っております。以上です。

4番

逆に斜線の部分は、じゃあ直に番号がつくってことで。

事務局

はい、そういう風になっております。ですので今分筆登記ということで申請中、申請を行うということでまあ、なっておりますのでこのような状態ということになっております。またきれいに地籍が終わった段階では反映されたものが出るというようなものになっておりますので、よろしくお願います。

議長

他になにかございますか。

8番

ちょっと惣田くん、これ関係ないんだけど、これ町立のいわみ西保育所があるんだけど、それはまだ登記をしてないということ？

事務局	<p>ここも要するに測量、地籍測量が終わってない状態になります。ですので多分、買収をしたりだとかの丈量であったり、計画図とかですね、面積を取ってるものについては別でもう、ちゃんととってあって、面積で買収をしたりだとかいうことにしてあると思います。ただここに反映するという事は、法務局への登録とかですね、いったところに申請をしたりとかして反映をされますので、そこまでに至っていない状態。現地は確実にありますんで、現地を測った面積での買収とかそういうやりとりは一応終わってる、で登記もそのものを使って終わってる。ただ構図としてここには反映をしていないという状態、権利的には動いてますよということはありません。</p>
議長 事務局 議長	<p>こがあなん、中心部に近いとこなんだけど、こんなに地籍調査が遅れるんだな。余談ですが、この本庁舎も終わっておりません。</p> <p>他にご意見ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それじゃあ除外申請の5番の案件について、これより採決を行います。この申請についてご了解いただける方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。出席委員さんの全会一致で承諾と決定致します。</p>
12 番	<p>続いて6番の案件、これ高見いうたらどなたになるんかいな。玄羽さん？</p> <p>それでは除外申請の整理番号6番についてご説明をさせていただきます。大変この申請に関しましては私も、推進委員の小笠原さんも大変な苦勞を致しました。苦勞はなにかと言いますとですね、その現地に行って土地所有者の◇◇さん、◇◇◇◇さんとですね、話を伺うのに予定をどうこういうのに、その前に現地確認をしたんですが、まったくその現地と見取り図が違うということでありまして。その関係が田ということになっておりますけども、田んぼもありませんし、それから水路も通っております。まったくありません。それで今回の申請が出されたのも、今の事業計画者の◆◆◆◆さんの方がですね、家をちょっとなすとなつたんで、それを改築、建て替えるという時に、これが平成23年の緑の資源機構というものです、公共事業としてこの田んぼを入れ替えたりとかですね、そういうことをして、したものが全然、最後まできちんとなっていなかったと。本来まあ緑の資源機構というものが当時の公共工事をやってですね、きちんと手続きまで終えるということになっていたそうでもありますけども、それが全くやっておらなかったということが、◆◆◆◆さんの家を建て替えられます時に、状態のまま放置されていることが分かったということで、◆◆◆◆さんの方が今回申請をされた。これまあ代理人を通じてでありますけども。それでこれは土地所有者の◇◇◇◇さんも、計画者の◆◆◆◆さんもですね、これは既に済んでいるという風に思っておられておったようでございます。で、これ現地がどういう状態になつとるんかという、これ調査のしようがありません。現在まあ、現在の状況というものがもう水路も通っておるし、田んぼへ道路も、農道の方も、あるいは田んぼの交換もされていると。まあこういう風な状態で23年の頃にやられた</p>

工事の、工事の終了後にですね、何の手続きもせずそのまんまの状態に置いてあるということですので、まず緑の資源の工事の関係とかですね、今日まで放置された、処理をされてなかった等々ですね、子細につきましては私も推進委員の小笠原さんも分かりかねますし。それでこれを、家を建てるといって、◆◆◆◆さんの立場からしてみればですね、きちんとならなければならないということ、大変困っておられるというようなことで、今回除外申請というものをですね、変わって出されたというようなことでございますので、これをどういう風に私が解釈していいか分かりませんが。まあこれは◆◆◆◆さんも◆◆◆◆さんもこんなこと考えればですね、審議をいただいて了解をいただきたいという思いもあります。そういう風に放置されていると、それがずっとほったらかしであったということ、まあこの流れの関係についてですね、きちんとされるんじゃないかなというように思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それじゃあ整理番号6番の案件について、これより審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

ございませんか。

(意見、質問なし)

それじゃあ先程の玄羽さんの、ちょっとご不安のことも踏まえての話にはなりますが、玄羽さん、これは緑の資源機構っていう大きな事業やりよった存在があったんですけど、それに限らず国土交通省のしはね、島根県にしても各市町村にしてもね、結構ありますよ。私去年、一昨々年の農地のパトロールの時にね、日貫川の河川改修をやったんですよ。で、その時にね、両側に管理道を付けたんですよ。それで河川の幅を広げました。それで周辺のね、農地を全部用地買収しとるんですよ。それで分筆はしてあるんだけど、それが農地のまんま残とるんですよ。それでパトロールのその報告書をね、こがあにやらせられましたよ。すごい六百何筆あって、その地目を転換してない農地が、管理道の中にずっと残とったんですよ。県の工事にしてもこうしてるんですよ、58年際ですよ、それを発見したのが一昨年の農地のパトロール。それだけえね、これは、公共工事っていうのは確かに立派で現場は詰めてくれますけどね、なかなかね、後始末というのは、県道の工事の改修も農地のパトロールしてみればね、県道の法面の下に農地がいっぱいありますよ。町道に潜んどる。だけえあこらもどこがどうするんだって話になっても、あの当時の担当者はずっと変わって、今の建設課とかそういうところに言ってもおそらく処理をようせんだろうと。まあ精々あれを、農地のパトロールでもらう図面をね、転用になつたらんといけんところを、せめてそこを青色にして農地ではないよいうて処理するくらいで。それを農地、県道の法面の下に田があるんだけど、その田の地目の変換を誰がどこの費用でやるんかいうのを追及してもね、直らんと思います。現状たくさんありますよ。

それじゃあまあちょっといろいろ話が横にいておりましたが、これ玄羽さんの報告いただいた整理番号6番の案件について、ご意見ご質問がないようですから採決を行います。よろしいですか。それじゃあ6番の案件について採決を行い

	<p>ます。了承した方が相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは全会一致で了承することと致します。</p> <p>続いて7番の案件ですが、上亀谷いうたらこれ、どなたになるんですかね。</p> <p>はい、服部委員さんがお休みで、申し伝えを受けておりますので私から、事務局から説明をさせていただきます。まず場所についてですが、29ページを見ていただければと思います。まずですね、右側の地図なんですけど、この色塗りがしてある××番なんですけど、分筆の手続きを進めとられ、この右側が××、左側が××です。で、事業計画としては××に事業計画者の★★★★さんが★★★★★という事業をやられており、事務所兼資材置き場。ということとこの××、左側に自宅、個人住宅を建てられるという計画をされておられます。で、昨日ですね、9月20日の17時から服部さんが事業計画者の★★★★さんと面談をしとられ、話を聞いておられます。まず土地の現況についてですが、現在の所有者の方が埼玉県に住んでおられるということもあり、10年以上前から作付け等はされていない状態ということです。で、5年前くらいまでは人材センター等を使って草刈りを行っていたそうですが、近年では草が生え放題というような状況です。で、たまに事業計画者の★★★★さんが草刈りを行っているということです。で、転用、もし転用をされた時の周りの農地等への影響も聞いておられるんですけど、この土地の四方とも今耕作放棄された状態になっており、近隣の内の影響っていうのは少ないのではないかと、作付け等の影響については少ないのではということになっております。で、生活排水等についても土地の進入路に上下水道が通っているので問題はないということです。今後について、もし除外になり許可に、転用申請を行い許可になれば個人住宅を建てて、右側に、最近★★さんはお父さんより事業継承されたそうで新しい事務所、現在のところが手狭ということで××に事務所を新しく建て、資材置き場や重機等置きたいということです。以上よろしく、ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ただいま服部委員さんの代理で事務局の方からご報告をしてもらいました。それではこれより除外申請の7番の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので7番の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは当委員会としては許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続いて除外申請、用途の変更が2件あります。これについて、用途変更に係る除外申請ですが、1番の案件、種さん、お願いします。</p>
<p>6番</p>	<p>それでは失礼を致します。用途変更1番の説明をさせていただきます。まずこの場所なんですけど、県道宇都井阿須那線沿いでございまして、終点の阿須那、</p>

	<p>これは浜田作木線の交差点になるんですが、それより先程説明を致しました宇都井駅の方に 700 メーター上がったところに位置します。概要ですが、この*** *さんという方は元々長年、おばあさんであります####さんが一人で自分の土地、家を守られて、農繁期になると**さんのお父さんで、##さんから言いますと長男になるんですが、**さんと一緒に田んぼを作っておられました。その##さんも昨年亡くなられてまして、長男の**さんと息子さんの**さんと話をされまして、そいじゃあ孫の**さんが帰ってやろうということで、8月17日に相続の書類も済まされておりました、現在もう宇都井の方に帰っておられて、着々と準備をされております。私事ですがなかなか今農業が厳しい中、こうしてお孫さんでも帰ってやろうという熱心な方がおるということで、非常に阿須那地区としてもいいことだなと思っております。ここ申請があるのは、とりあえず農機具とか倉庫とか作業場が今**さんのところにはありませんのでそれを準備しようということで申請が出されたようなことでございます。18日に現地確認をしております。皆さんの承認よろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。久々にちょっと、明るい申請の内容のような話を聞かせていただきましたが、それじゃあ本案件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
事務局	<p>ないようですので。これ用途変更の申請だよ。これ用途変更で申請が出るということは、これより前には何か出とったんですか？</p>
議長	<p>用途の変更ですので、農地の、農業用の目的で変更するということになります。</p>
5番	<p>はい、了解です。</p>
議長	<p>所有権届け出じゃあ駄目だということ？</p>
5番	<p>これ 200 m²は超えとるから。届け出はせにゃあやれんのだ。</p>
事務局	<p>だけえこの申請をあげるん？</p>
議長	<p>そうです。</p>
	<p>はい、了解です。それじゃあ用途変更の1番の案件について、ご意見ご質問はないようですので、採決に移ります。本案件について了承することに賛同していただける方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で当委員会としては本申請を了解することと致します。</p>
9番	<p>続いて最後の案件ですが、用途変更の2、中野、日野委員さん、お願いします。</p>
	<p>それでは失礼します。用途変更の案件でございますが、整理番号2の用途変更の案件です。まず場所はちょっと地図を見て、31 ページですが、見ていただきますと、左側の地図の上の方がちょっと広い道路が走っておりますが、これが県道浜田作木線です。右上の方から中野、今度左上ずっと下がっていくと矢上方面という風に位置するところでございます。去る9月の18日に土地所有者の〇〇〇〇さん、そして推進委員さんの上田推進委員さんと私と、現地で面談を致しまし</p>

た。平成4年に集落営農組合●●●●というものを立ち上げられてそれぞれの田んぼを耕作しておりましたが、平成17年に法人化をされ現在農事組合法人●●●●という法人の組合を作っております。その時にお話を致しておりましたが、現況地目が田で、今までずっとこうしてやってきた訳ですが、農業委員の皆さんに大変申し訳ないということを深く深く反省しておりましたので、どうかこの案件につきまして、どうかよろしくお願いをしたいということをごくぐれも申し伝えてくださいということですので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それじゃあ、日野さん今日いろいろ案件が多くて大変でしたが、用途変更の2番の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

ありませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので本案件についての採決を行います。用途変更の2番の案件について、2番の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。本案件については当委員会全会一致で了承することと決定致します。

続いて、これは報告になりますけども、農地法3条の3にかかる相続等による権利移動についてですが。これについては個別に説明は致しませんので、皆さんの方で目を通していただいて、疑問に思われることがございましたら発言していただくのはいくら発言していただいても結構です。これについては資料を精査していただくこととします。

じゃあ皆さん、この3条の3の報告第1号について、ご了承いただけますでしょうか。

(意見、質問なし)

それではこれについては以上で終了致します。

続いてその他として。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、10月21日(木)13:30からでお願いします。